

大口町保育所等入園選考基準指数表

※令和9年度入園申請より、この様式を適用します。

基 本 点 数				
事 由	区分	細 目	父	母
就 労	外勤常勤・ 自営・農業中心者 （各事業1名）	月140時間以上	10	10
		月120時間以上	9	9
		月100時間以上	8	8
		月64時間以上	7	7
	外勤非常勤・臨時職員 パート・アルバイト 会計年度任用職員	月140時間以上	8	8
		月120時間以上	7	7
		月100時間以上	6	6
		月64時間以上	5	5
	自営・農業協力者	月140時間以上	6	6
		月64時間以上	4	4
	内職	月105時間以上	4	4
		月64時間以上	3	3
妊娠・出産	出産（予定）日前後8週間			10
疾病・ 障がい	疾病	1ヶ月以上の入院又は 安静を要する自宅療 養で常に病臥してい る	10	10
		精神性・感染性	10	10
		一般療養	5	5
	心身障がい者	1級・2級又はA判定	10	10
		3級又はB判定	7	7
		4級以下又はC判定	5	5
同居親族等の 介護・看護	介護・看護を必要とする者が、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4・5級のいずれかに該当	月140時間以上	10	10
		月120時間以上	9	9
		月100時間以上	8	8
		月64時間以上	7	7
	介護・看護を必要とする者が、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3級のいずれかに該当	月140時間以上	8	8
		月120時間以上	7	7
		月100時間以上	6	6
		月64時間以上	5	5
	上記以外の同居親族を月64時間以上介護・看護している場合		4	4
災害復旧	火災、風水害、地震等で被災		10	10
求職活動	求職活動を継続的に行っている		3	3
在 学・ 職業訓練	各種学校、専修学校などの教育施設に在学・職業訓練を受けている		6	6
児童虐待・ DV	児童虐待を行っている又は行われるおそれがある・配偶者からの暴力		別途判断	
育児休業	育児休業取得中（3歳以上児のみ）		3	3
そ の 他	上記のほか、保育の必要性がある場合		別途判断	
小 計 （A）				

優 先 利 用		
番号	家 庭 の 状 況 等	指数
1	ひとり親世帯	+14
2	生活保護世帯で、保護者の就労により自立 が見込まれる	+2
3	生計維持するために就労していた保護者が 失業し、当該保護者又はその他の保護者が 速やかに就労することが必要な世帯に属し ている	+2
4	児童虐待や配偶者からの暴力を受けるおそ れがある状態その他社会的養護が必要な状 態にある	別途判断
5	利用申込者のうち、障がい児（集団保育が 可能で、日々通所できる者）	+1
6	令和9年度中に保護者が育児休業後に復職、 又は復職する予定である	+4
7	既にきょうだいが保育所を利用している場 合で、同一の保育所に利用申込する場合	+3
8	きょうだいが同一の保育所に利用申込する 場合（同時入所）	+1
9	地域型保育事業の保育を受けていた	+4
10	保護者が保育所等（認可保育所・認定こど も園・地域型保育事業・幼稚園）において 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として就 労している場合又は就労予定の場合 ※転園申込には適用しない	+2
11	居住する地域の小学校区域内にある保育所 等への入園が第1希望である	+1
小 計 （B）		
その他調整		
番号	そ の 他 の 状 況	指数
1	保護者が月64時間以上就労しており、同居 の親族が一般療養及び身体障害者3級以上又 はB判定以上の心身障がい者で日常生活に 著しく支障がある場合及び自宅での介護が 日常生活のすべてにわたる場合（手帳・診 断書等の証明資料がある場合に限る）	+2
2	65歳未満の同居祖父母が在宅	-3
3	65歳未満の同居祖父母が月64時間未満の就 労	-1
4	保護者の1日の就労時間が4時間未満	-2
5	保護者の1か月の就労日数が15日未満	-2
小 計 （C）		
利用調整指数合計 （A+B+C）		

※基本点数に優先利用、その他調整の点数を加減点した「利用調整指数合計（A+B+C）」の高い順に入園を決定します。

※就労時間は残業時間及び休憩時間を除いた時間を指します。

※利用調整指数合計が同数で並んだ場合は、裏面の基準に基づき決定します。